

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

私は、私の母親が、金融機関で国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私は、申立期間の国民年金保険料の納付を私の母親に依頼したのは平成8年12月頃であったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の母親は、申立期間における保険料の納付時期及び納付回数について記憶が明確でなく、保険料の納付状況が特定できない。

また、申立期間は、既に基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、記録漏れ及び誤り等は考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 25 日から 42 年 3 月 25 日まで

私は、昭和 41 年 12 月 25 日から A 社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 42 年 3 月 25 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶する同僚の供述から、申立人は、申立期間の頃において、A 社に勤務していたこととはうかがわれるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同社での勤務開始時期を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A 社での厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ同社への入社日を記憶する複数の同僚（申立人が氏名を記憶する同僚を含む。）は、入社したとされる日から最短で 3 か月及び最長で 6 か月経過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、同社では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。